

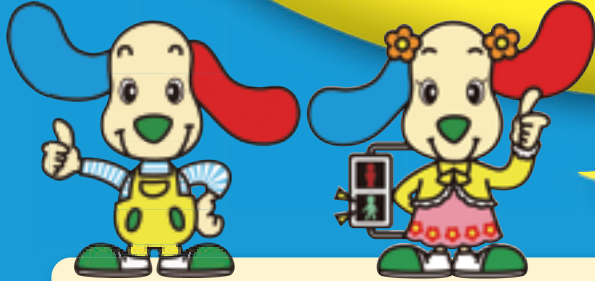
# 自転車会員 入会のご案内

兵庫県では平成27年4月1日から  
「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」  
が施行されました。

## 自転車利用者に賠償責任保険の 加入が義務化となりました!

※自転車の賠償責任保険への加入義務化は2015年10月1日より施行

 安心・安全に利用しましょう!



自転車には反射器材をつけましょう!

### 自転車会員に入会すると…

1

自転車の  
安全利用に向けた  
**各種活動**に  
参加できます。

2

被害者・加害者を問わず  
**自転車事故**  
相談を  
利用できます。

3

万一の自転車事故に備える  
**「ひょうごのけんみん  
自転車保険」**に  
加入できます。

- 本パンフレットで「**今すぐ簡単に入会できます!**」
- 自転車会員の入会資格要件を満たされた方は「**どなたでも入会できます!**」

※詳しくは2ページ以降をご覧ください。

### 目次

「自転車会員」入会のご案内 ……………	P.2	この保険のあらましと補償内容 ……………	P.6~8
自転車会員 Q&A ……………	P.3	ご加入内容のご確認、お問い合わせ先 ……………	P.9
「ひょうごのけんみん自転車保険」のご案内 ……………	P.4	加入依頼書記入方法のご案内、プラン選択のポイントと加入依頼書記入方法の注意点 ……	P.10
補償制度年間掛金と各種サービス ……………	P.5	自転車会員への入会申込書 兼 自転車保険制度加入依頼書のご案内 ……………	P.11

# 「自転車会員」入会のご案内

兵庫県交通安全協会では「自転車会員」を募集いたします。「自転車会員」にご入会いただきますと、以下の①～③の活動、事業にご参加、ご利用いただけます。

「自転車会員」への入会にあたりましては最終ページの入会申込書をミシン目から切り離して、記載例のとおりにご記入ください。封筒を作成いただき切手を貼らずにそのまま投函ください。

※封筒は11ページにございます

## 自転車会員の 入会資格について

- 兵庫県内で自転車を利用される方
- 兵庫県内で自転車を利用される未成年者を持つ保護者
- 兵庫県内で自転車を利用される予定がある方
- ご親族等が兵庫県内で自転車を利用されている方
- 特段の理由により当協会が自転車会員と認めた場合



### ① 自転車交通安全推進活動

自転車の安全利用に向けた各種活動（調査、研究、刊行、普及、教育など）を実施いたします。自転車会員の皆さまに参加いただける各種講演会、研修会を開催することにより「安全で快適な自転車交通安全」を推進いたします。

### ② 自転車交通事故相談

豊富な知識、経験を有する相談員を配置して自転車交通事故の被害者・加害者を問わず、内容に応じた親身なアドバイスを行います。また当協会は「兵庫県被害者支援連絡協議会交通事故被害者専門部会」に参加して、他機関・他団体との連携と情報交換を行っています。

### ③ 補償制度【ひょうごのけんみん自転車保険】

兵庫県では「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、県内で自転車を利用される方は自転車賠償責任保険の加入が義務付けられました。当協会は会員の皆さまに加入しやすい自転車賠償補償制度を用意いたしました。自転車事故に関するトラブルから会員と家族をお守りいたします。（4ページをご覧ください）

# 自転車会員 Q & A

🏠 兵庫県交通安全協会「自転車会員」・「ひょうごのけんみん自転車保険制度」に係わる質問を集めました。ご加入前にご一読ください。

## Q1 自転車会員とは何ですか？

兵庫県の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に合わせて、兵庫県交通安全協会は「自転車利用者の安全運転意識の高揚と事故防止を目的とした自転車会員制度」を新設いたしました。従来の安全協会員(自動車)の特典に加えて、安価な掛金で大きな賠償補償がついた会員専用の団体保険制度「ひょうごのけんみん自転車保険」へもご加入することができます。

## Q2 どうしたら入会できますか？

このパンフレットの最終ページに付いております「自転車会員入会申込書 兼 ひょうごのけんみん自転車保険制度加入依頼書」と口座振替依頼書に必要な事項をご記入・ご捺印の上、返信用封筒を組み立てていただいて協会までご送付ください。(郵送料は不要です)年会費は、口座振替(後払い)となります。(年会費と一緒に「ひょうごのけんみん自転車保険制度」の掛金も同時に引き落としいたします)

### 【従来の安全協会員(自動車)の皆さまへ】

自転車会員への入会金割引制度を設けました。従来の安全協会員(自動車)とは、自動車会員(年会費500円)としてご加入されている方です。従来の安全協会員(自動車)の皆さまが、自転車会員にご入会される場合には保険制度の年間掛金の割引優遇制度がございます。

※兵庫県交通安全協会のホームページから、自転車会員へのご入会申込書と「ひょうごのけんみん自転車保険制度」へ加入依頼書を取得することができます。この機会にご加入をお勧めいたします。

## Q3 誰でも自転車会員に入会することができますか？ また会員特典の「ひょうごのけんみん自転車保険制度」への加入制限はありますか？

兵庫県に在住の方はもちろん、県外にお住まいの方でも自転車会員にご入会できます。

また年齢や職業・身体障害等による入会の制限もございません。2ページの自転車会員の入会資格をご確認ください。

会員特典の「ひょうごのけんみん自転車保険制度」へは、自転車会員に入会をされた方であればどなたでもご加入になれます。なお、未成年者の方が、「ひょうごのけんみん自転車保険制度」に加入を希望される場合には、親権者の方が自転車会員にご入会していただき保険制度のご加入者になっていただきます。未成年者の方は、被保険者(補償の対象となる方)欄にご記入願います。未成年者は、保険制度のご加入者にはなれませんのでご注意願います。(被保険者の範囲は6ページの被保険者欄をご参照ください)

## Q4 年間掛金はいつでも口座引き落としされますか？

協会に「入会申込書 兼 保険制度加入依頼書」が到着した日によって、補償開始日や口座引き落とし日が異なります。

●毎月10日までに申込書が協会に到着した場合：到着月の15日の午前0時から補償開始。掛金は翌月の27日に引き落とし予定

●毎月25日までに申込書が協会に到着した場合：到着月の翌月1日の午前0時から補償開始。掛金は翌々月の27日に引き落とし予定

※口座引き落とし日は、金融機関の都合により遅れる場合もございますのでご了承願います。

※「ひょうごのけんみん自転車保険制度」の年間掛金には、自転車会員の年会費・制度運営費が含まれております。

## Q5 会員証や保険加入票はいつ頃送られてきますか？

ご指定をいただきました金融機関の口座より、「ひょうごのけんみん自転車保険制度」の年間掛金(自転車会員の会費も含まれております)を引き落としさせていただいた後、約2~3週間で会員証と保険加入票をご自宅に郵送させていただきます。お届けは最短でも翌々月となりますが、補償は開始しています。

なお、協会に入会申込書が到着した日時で、保険制度の補償開始日が変わりますのでご注意願います。

※詳しくは6ページの「保険のあらまし」をご確認願います。

## Q6 補償制度を解約したい場合はどこに連絡をすれば良いですか？

9ページ記載の幹事取扱代理店までご連絡ください。

補償制度から中途脱退される場合、年間掛金のうち損害保険料については、未経過期間の保険料を月割り計算にて払い戻しさせていただきますが、制度運営費・年会費の払い戻しはございません。

## Q7 各種金融機関に口座を持っていませんが、自転車会員入会と合わせて保険制度へも加入することができますか？

例外的な対応として、協会指定の銀行口座に年間掛金をお振込いただく事でご加入となれます。その場合は恐縮ですが、お振込手数料はお申込者様のご負担となりますのでご了承願います。

協会指定口座については、9ページ記載の幹事取扱代理店までお問い合わせをお願いします。

# 「ひょうごのけんみん自転車保険」のご案内

年間1,000円からの掛金で  
**家族全員を  
サポート!**

損害賠償責任を  
最大**1億円**の  
**安心補償!**

安心の  
**示談交渉  
サービス!**

**自転車に関する賠償事故やケガが24時間補償の対象となります!!**

## 賠償事故の場合 (全プラン家族全員が対象です。下記をご確認ください。)

日本国内において、保険制度加入者(自転車会員)\*が、自転車の所有、使用または管理に起因して、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

業務で自転車を利用中に起こした賠償事故は補償の対象とはなりません。通常の通退勤途中の自転車事故は補償されます。

※6ページの「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

※被保険者とは次の①～④の方をいいます。全プランとも記名被保険者を指定いただけます。

- ①本人(記名被保険者)
- ②本人の配偶者
- ③本人または配偶者と生計を共にする、同居の親族および別居の未婚の子
- ④本人の親権者またはその他の法定の監督義務者  
(ただし、本人が未成年であって、本人に関する事故にかぎりません。)

**ご注意** 賠償補償の補償対象となる方の範囲はいずれのプランも同じです。  
被保険者の指定は①～④となります。例えば自転車会員の別居の孫を被保険者とすることはできません。



## 傷害事故の場合 (プランによって補償額と被保険者範囲が異なります。)

日本国内において、被保険者の方が次のような事故によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。仕事で自転車を利用中の傷害事故も補償されます。

- ①自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ
- ②運行中の自転車との衝突・接触事故によるケガ
- ③走行中に他人が運転する自転車との衝突・接触事故によるケガ

**ご注意** プランによって、傷害補償の有無および補償の対象となる方の範囲が異なります。  
プランA：傷害補償なし、プランB：本人のみ、プランC：家族全員(賠償責任補償の被保険者と同じです)



## 簡便な加入方法 (当協会に入会申込書をご郵送ください。)

**いつでも  
加入できます!**

「自転車会員入会申込書」兼「ひょうごのけんみん自転車保険制度加入申込書」にご記入のうえ、パンフレットより申込書を切り離して兵庫県交通安全協会にご郵送ください。

※お申込は郵送のみとなります。ご了承ください。

※補償開始日の翌月の27日に掛金を引き落とします。引き落とし不能の場合は、翌月中旬頃に払込票をお送りいたしますので、ご案内させていただき期日までにお支払をお願いいたします。お支払が無い場合には始期に遡って会員脱退、補償制度も無効となります。

申込書に不備があった場合、その申込書は無効となります。再度、正しくご記入いただいたうえで申込書をご郵送ください。

※キャンセルの場合には協会より電話連絡させていただきます。ご了承ください。

- 毎月10日までの協会到着分：到着月の15日午前0時より補償を開始します。(11日以降到着は翌月1日)
- 毎月25日までの協会到着分：到着月の翌月1日午前0時より補償を開始します。(26日以降到着は翌月15日)

※本補償制度は自転車会員専用の補償制度です。

本補償制度は加入のお申込から補償開始まで一定の期間が必要となります。お急ぎの場合には最寄の損害保険代理店にご相談いただくなど、当制度補償以外の自転車損害賠償責任保険等の加入をご検討ください。

※賠償責任補償条項、傷害補償条項ともに自転車事故のみ対象となります。

保険商品：自転車総合保険 付帯特約：プランA(AX)傷害対象外特約 プランB(BX)傷害補償条項の被保険者1名限定特約  
全プラン共通：賠償事故解決特約 適用割引：団体割引20%適用(被保険家族数3000家族以上の場合)

# 補償制度年間掛金と各種サービス

(保険期間1年)		賠償のみプラン	本人(被保険者)補償指定プラン	家族全員補償プラン	
自転車会員		<b>プランA</b> 【賠償補償のみ：家族全員】	<b>プランB</b> 【賠償補償：家族全員】 【傷害補償：本人指定】	<b>プランC</b> 【賠償補償：家族全員】 【傷害補償：家族全員】	
【賠償責任】どのプランも本人・配偶者・同居の親族が対象となります					
賠償責任 (自己負担額ゼロ)		<b>5,000万円</b>	<b>1億円</b>	<b>1億円</b>	
【ケガの補償】加入タイプによって補償の範囲が異なります					
本人	死亡・後遺障害保険金	補償されません	<b>1,000万円</b>	<b>1,000万円</b>	
	入院保険金(日額)		<b>2,000円</b>	<b>2,000円</b>	
家族	死亡・後遺障害保険金		補償されません		<b>750万円</b>
	入院保険金(日額)				<b>2,000円</b>
年間掛金 (自転車会費 30円と損害保険料、制度運営費を含みます)		<b>1,000円</b> (うち損害保険料 600円含む)	<b>2,000円</b> (うち損害保険料 1,600円含む)	<b>3,000円</b> (うち損害保険料 2,600円含む)	

■自転車特別会員：(一財)兵庫県交通安全協会の協会員(自動車会員：年間会費500円)の方が加入される場合には、年間掛金が上記料金の30円割引となります。

自転車特別会員		プランAX (補償内容は上記プランAと同じ)	プランBX (補償内容は上記プランBと同じ)	プランCX (補償内容は上記プランCと同じ)
年間掛金 (自転車特別会費 10円と損害保険料、制度運営費を含みます)		<b>970円</b> (うち損害保険料 600円含む)	<b>1,970円</b> (うち損害保険料 1,600円含む)	<b>2,970円</b> (うち損害保険料 2,600円含む)

【安全協会員(自動車)の方は自転車会員の入会金・制度運営費の割引特典がございます】  
 ※自転車会員の年会費について：年会費30円です。  
 (既に安全協会員(自動車)の方の自転車特別会費は10円です)  
 ※制度運営費について：自転車会員制度運営に係わる費用です。年間370円です。  
 (協会員の方は年間360円です)

■(一財)兵庫県交通安全協会の自転車会員への入会を希望される方のうち、ひょうごのけんみん自転車保険制度にはご加入されない方

自転車会員のみ(保険制度の加入なし)	入会のみ
自転車会員費	年間 <b>400円</b>

※協会入会のみの場合も年会費30円と制度運営費370円が必要です。

例えば、「プランB」では年間2,000円で、ご家族全員に1億円の自転車賠償責任保険と本人(被保険者)のケガが補償されます。さらに「プランC」ならば家族全員のケガも補償されます。

賠償補償は全プランとも家族全員が対象です

本人型

賠償のみ

**Aプラン**

傷害保険金なし

本人型

**Bプラン**

傷害保険金は指定した人限定

家族型

**Cプラン**

傷害保険金は家族全員

ご家族(3名以上)でご加入をされるなら

**Cプラン** をお勧めします。

※家族の人数に関係なく掛金は3,000円です。

※すべてのプランに年齢条件はございません。

「ひょうごのけんみん自転車保険制度」は自転車会員専用の制度です。自転車会員以外の方への販売は行っておりません。

【ご注意】 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

- プランA、プランCは1会員につき1口加入のみです。(2口以上加入できません) プランBは本人(被保険者)1名につき1口限度です。  
 ※プランBで家族別々の方が加入した場合は家族全員の賠償責任条項が人数分加算されます。(例えば2名ならば1億円×2倍です)
- 「ひょうごのけんみん自転車保険制度」は、自転車会員であれば誰でもご加入になれます。年齢制限もありません。  
 なお被保険者(本人)が未成年の場合には親権者などの法定代理人がご加入者になっていただきます。
- お申込から加入者票がお手元に届くまで3か月程度要します。  
 プランB(BX)で本人(被保険者)を複数人加入いただいた場合は加入口数分の加入者票をお届けいたします。
- ご家族とは「本人」「本人の配偶者」「本人または配偶者と生計を共にする同居の親族」「本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子」をさします。また被保険者とは指定した本人を指します。

## 全てのプランに示談交渉サービスがついています。

示談交渉サービスについて：日本国内において発生し、かつ賠償責任補償条項のお支払い対象となる事故については、保険会社が示談交渉を行い事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求者の方の同意が必要となります。なお、次の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ※被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ※損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など。

## 自転車会員の方には「加入者票」と一緒に「兵庫県交通安全協会自転車会員証」「会員ステッカー」を配付します。

会員ステッカーについて：「ひょうごのけんみん自転車保険制度」にご加入いただいた会員には自転車貼付用の反射板「会員ステッカー(2枚)」を加入者票と一緒に郵送いたします。

協会脱退の際には速やかに自転車より剥がしてください。

※会員ステッカーは保険加入を証明するものではありません。協会が自転車安全運転を推進するために作成するものですが、万一の事故が発生した場合の保険会社への連絡先も記載されています。ご活用ください。

※「ひょうごのけんみん自転車保険」加入者票を同封させていただきます。

# この保険のあらましと補償内容

■**ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。**

## この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組 : この商品は、自転車総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : 一般財団法人 兵庫県交通安全協会(以下、協会)
- 保険期間 : 平成27年5月1日午前0時から1年間(以後、毎月1日・15日開始)
- 申込締切日 : 第1回目の申込締切日は平成27年4月25日(以後、毎月10日締切 同月15日開始 毎月25日締切 翌月1日開始)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレット内に記載しておりますので、ご確認ください。
  - 加入対象者 : 自転車会員
  - 被保険者 : 自転車会員またはその配偶者および同居の親族と別居の未婚の子を被保険者としてご加入いただけます。
  - お支払方法 : 補償開始月の翌月の27日(土日祝日の場合は金融機関の翌営業日)に指定いただいた口座より引落しします。
  - お申込方法 : 添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、糊付けをしてポストに投函ください。
  - 5月1日以降の : 毎月受付を行っています。毎月10日と25日で協会到着をもって申し込みを締め切ります。  
お申込について 10日までに受付させていただいた会員は同月15日午前0時より、25日までに申し込みいただいた会員は翌月1日午前0時より補償を開始します。  
保険料につきましては、自転車会員の指定口座より補償開始日の翌月27日(土日祝日の場合は金融機関の翌営業日)引落しします。
  - 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
  - 更改手続き : 満期前に継続確認のご案内を郵送させていただきます。そのまま継続される方は一切の手続きは不要です。脱退または変更を希望の場合は10ページ記載のお問い合わせ先にご連絡ください。
  - 団体割引は、本団体契約の保険始期日時時点の正味被保険者人数により決定いたします。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体の加入者数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
  - 万一、期日までにお払い込みいただけなかった場合は再請求をいたします。再度、お払い込みいただけない場合には補償開始日に遡って補償できなくなりますのでご注意ください。

## 補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

被保険者が、日本国内において、自転車事故(自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故)によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

**ご注意** 保険期間の開始時より前に発生した事故による賠償責任・ケガに対しては、保険金をお支払いできません。

### 「急激かつ偶然な外来の事故」について :

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

**ご注意** 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任(国内のみ補償)	<p>日本国内において、自転車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。</p> <p>※ 被保険者とは次の方をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①本人</li> <li>②本人の配偶者</li> <li>③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族</li> <li>④本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</li> <li>⑤本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、本人が未成年であって、本人に関する事故にかぎりません。</li> </ul> <p>なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①故意</li> <li>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害</li> <li>③地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</li> <li>⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など</li> </ul>

**ご注意** 複数のご契約にセットされた場合は、補償に重複が生じることがあります。また、補償が重複する他の保険契約等がある場合において他の保険契約等から既に保険金等が支払われたときは、損害の額からそれらの額の合計金額を差し引いてお支払いします。ただし、加入依頼書等記載の保険金額を限度とします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内のみ補償)	死亡保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 <b>死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額</b>	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。*1 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為*2を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤自転車による競技、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。*1 ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見*3のないもの など
	後遺障害保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 <b>後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</b>	
	入院保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 <b>入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)</b>	

\*1 家族型の場合

\*2 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

\*3 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

## 用語のご説明

用語	用語の定義
自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。)およびその付属品(積載物を含みます。)をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

### 3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。  
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>  
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 期間中のプラン変更はできません。  
<重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的でケガ等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。

\* 中途加入の場合は、毎月10日と25日受付。10日受付分は同月15日に、25日受付分は翌月1日に保険責任が始まります。

## 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
  - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いにったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ご注意** 示談交渉サービスを付帯しています。詳細についてはパンフレットの補償制度欄にてご確認ください。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書 など
③	傷害の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、休業損害証明書、源泉徴収票 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類*	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

**ご注意1** 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

**ご注意2** 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の加入者票をご確認ください。

## 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

## 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

**ご注意** ご加入後、被保険者が死亡され、被保険者がいなくなった場合は、その事実が発生した時にその家族に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべき事故によって家族全員が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金がお支払われるべきその家族の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金がお支払われるべきその家族の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただけます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## 8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。共同引受保険会社は、予告なく変更となる場合がありますので、共同引受保険会社および引受割合については損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン日本興亜株式会社(幹事)	70%
朝日火災海上保険株式会社	10%
東京海上日動火災保険株式会社	10%
三井住友海上火災保険株式会社	10%

## 9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。

**ご注意** 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

## 10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。



## ご加入内容のご確認

### ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、本パンフレット10ページに記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### 1. 保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 補償の内容(保険金の種類や保険金をお支払いする場合) | <input type="checkbox"/> 保険金額(ご契約金額)        |
| <input type="checkbox"/> 保険期間(保険のご契約期間)             | <input type="checkbox"/> 保険料・お支払方法(保険料払込方法) |

もう一度  
ご確認ください。



#### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。

- 被保険者(保険の対象となる方)の「生年月日」、「性別」は正しいですか。  被保険者(保険の対象となる方)の範囲についてご確認いただきましたか。

#### 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

### 補償のご確認事項(下記の項目にひとつでも「いいえ」があれば「ひょうごのけんみん自転車保険制度」への加入をご検討ください)

下記のご質問は補償の重複を防止するためのものです。

現在、自動車保険・火災保険・傷害保険等の損害保険にご加入の方は、「ひょうごのけんみん自転車保険制度」にご加入前にお手元の保険証券をご確認いただき、賠償責任保険の不要な重複契約にご注意ください。

現在  
ご加入  
の  
損害  
保険  
は？

個人賠償責任補償の特約が付帯されていますか?	はい いいえ
賠償責任補償の対象は家族全員になっていますか?	はい いいえ
自転車の対人事故における賠償責任に対応していますか?	はい いいえ
賠償責任保険の補償限度額は5,000万円以上ですか?	はい いいえ
被害者との示談交渉サービスが付いていますか?	はい いいえ

ひとつでも「いいえ」があれば  
「ひょうごのけんみん自転車保険制度」への  
加入をご検討ください。

兵庫県では「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。  
詳細は自転車利用の際に保険加入が義務となる条例の「第13条 自転車損害賠償保険等の加入」を確認ください。

### お問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

#### ● 幹事取扱代理店

【受付時間】  
◆平日: 午前9時～午後5時

一般社団法人 自転車安全対策協議会 兵庫支部  
〒650-0033 神戸市中央区江戸町94-2 ファーストプレイスユニオンビル  
TEL 078-391-8816 FAX 078-391-9992

#### ● 引受保険会社

【受付時間】  
◆平日: 午前9時～午後5時

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 神戸支店 法人第一支社  
〒650-8501 神戸市中央区栄町通3-3-17 損保ジャパン日本興亜神戸ビル  
**通話料 無料 0120-056-057 FAX 078-333-2674**

#### ● 団体連絡先

【受付時間】  
◆平日: 午前9時～午後5時

一般財団法人 兵庫県交通安全協会  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目5番14号  
TEL 078-341-8301 FAX 078-341-8338

事故が起こった場合は、ただちに下記事故受付専用ダイヤルまたは損保ジャパン日本興亜、取扱代理店までご連絡ください。

### 自転車保険 事故受付専用ダイヤル

受付時間  
24時間365日

**0120-25-3190**

ジ コ サイクル

※事故のご連絡の際は、必ず「ひょうごのけんみん自転車保険制度」のご利用の旨をお伝えください。

#### 指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

#### 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】平日: 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

**0570-022808** <通話料有料>

- PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
- 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいている有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者票は大切に保管してください。また、口座引去後2か月を経過しても加入者票が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。



# 自転車会員への入会申込書 兼 自転車保険制度加入依頼書のご案内

「ひょうごのけんみん自転車保険」は2015年5月1日午前0時より補償開始となります。

2015年5月1日以降のお申込は毎月募集を行っています。加入締切は毎月10日・25日です。詳細は4ページをご参照ください。

2015年5月1日以降のお申込について

- 毎月10日までの協会到着分：到着月の15日午前0時より補償を開始します。
- 毎月25日までの協会到着分：到着月の翌月1日午前0時より補償を開始します。



## (一財)兵庫県交通安全協会「自転車会員入会申込書」兼「ひょうごのけんみん自転車保険制度加入依頼書」

加入依頼日

20 年 月 日

私は、(一財)兵庫県交通安全協会の「自転車会員」に入会いたします。また、自転車会員の特典であり、「ひょうごのけんみん自転車保険制度」へも加入いたします。尚、更新時に当方または契約団体からの特段の申し出がない限り自動的に更新手続きを取る事を承認します。

すでにご加入の方は、自動更新されますので加入手続きは不要です。

【金融機関に口座をお持ちでない方へ】  
特例として「自転車会員年会費」と「保険制度の年間掛金」を協会指定の口座にお振込される場合には「お振込日」を記入願います。

年 月 日に振込ました。

ご加入プランを○で囲んでください

自転車会員へ入会をされて、保険制度に加入を希望の方

- A 年間掛金 1,000円
- B 年間掛金 2,000円
- C 年間掛金 3,000円

既に交通安全協会(年会費 500円)の自動車会員に入会されている方は、各プランの掛金が30円安くなります。

- AX 年間掛金 970円
- BX 年間掛金 1,970円
- CX 年間掛金 2,970円

免許証の有効期限を記入願います。

年 月 日まで有効

「ひょうごのけんみん自転車保険制度」には加入されずに兵庫県交通安全協会の「自転車会員」にのみ入会を希望

自転車保険制度には加入されていませんので、入会のみ年間 400円。ご注意願います。

加入依頼者(入会の申し込みをされる方)	フリガナ (カタカナ)	電話番号	-	-
	必須ご記入ください	携帯電話番号	-	-
住所	(漢字) 都道府県名は不要です。			お申込印
氏名	フリガナ (カタカナ)	性別	男 ①	女 ②
	(漢字) 姓 名	生年月日	昭 平	年 月 日
被保険者(補償の対象となる方)	フリガナ (カタカナ)	電話番号	-	-
	必須ご記入ください	携帯電話番号	-	-
住所	(漢字) 都道府県名は不要です。 (加入者と同じ) ←ご加入者と同一の場合には「加入者と同じ」に○印をお願いします。			
氏名	フリガナ (カタカナ)	性別	男 ①	女 ②
	(漢字) 姓 名	生年月日	昭 平	年 月 日

## 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収加)

収納企業名 三菱UFJニコス株式会社(NICOS)

振替日・払込日 27日(休業日の場合はその翌営業日)

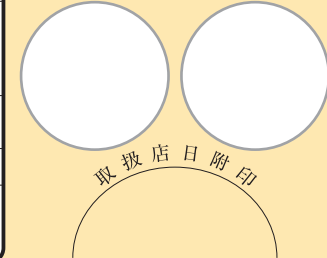
私は、三菱UFJニコスから請求された金額を私名義の預金から口座振替により支払うことにしたので、裏面預金口座振替規定条項を確約のうえ依頼します。なお、本書は三菱UFJニコス以外の請求については使用できないものとします。

(収納企業使用欄)

顧客番号	口座番号
7 1 2 4 4 4 3 3	0 1

ゆうちよ銀行以外の金融機関	フリガナ	銀行	本店
ご指定口座	① 普通預金(総合口座)	信用金庫	支店 御中
		信用組合	出張所
		農協	
		漁協	
		労金	
フリガナ	店番号	口座番号	
口座名義人			
(預金者のお名前)			

金融機関お届け印 (押し直し専用) (お届けサイン)



取扱店日附印

検印	
金融機関	印鑑照合
使用欄	受付印

種目コード	契約種別コード	記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください。)	番号 (右からつめてご記入ください。)
1 6 6	3 4 1	0 ※	
フリガナ	店番号	口座番号	
ゆうちよ銀行			
口座名義人			
(貯金者のお名前)			
払込先口座番号	00190-5-73326	払込先加入者名	三菱UFJニコス株式会社

- ※預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該当箇所に○印をつけて三菱UFJニコスへご返送ください。
- 1. 印鑑相違 5. 口座番号相違
- 2. 預金種目相違 6. 預金取引なし
- 3. 印鑑不鮮明 7. 支店名相違
- 4. 名義人相違 8. その他( )

※不備返送先 〒274-8790 日本郵便株式会社船橋東郵便局私書箱30号 三菱UFJニコス株式会社 中央システムセンター 宛

料金等の種類 入会金及び保険料 金融機関コード 収納依頼企業名 一般財団法人 兵庫県交通安全協会

キリトリ

キリトリ

谷折り

谷折り

6508790

183

神戸市中央区下山手通5丁目5番14号

# 一般財団法人 兵庫県交通安全協会 行

69228

料金受取人払郵便

神戸中央局  
承認

3050

差出有効期間  
平成29年3月  
31日まで

切手不要



## 個人情報の取扱いに関するご案内

### ■ 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜の公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意の上ご加入ください。

## 預金口座振替規定 ※ゆうちょ銀行を除く

1. 預金の支払手続については、当座勘定約定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しまたは普通預金払戻請求書を提出いたしませんから貴店所定の方法で処理してください。なお、振替日の変更された場合は請求書に記載された日付をもって処理されてもさしつかえありません。
2. 指定預金口座の残高が振替日において引落請求票の金額に満たないときは、私に通知することなく引落請求票を返却されても又、指定日以降に再度振替えられても異議ありません。
3. この預金口座振替契約は貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
4. 表記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があっても本書は有効として扱われてさしつかえありません。
5. この取引についてかりに紛議が生じても貴店あるいは三菱UFJニコス株式会社の責によるものを除き、すべて私と取納依頼企業との間において解決するものとし、貴店および三菱UFJニコス株式会社には一切ご迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

以上

のりしろ